

佐賀県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

佐賀県公安委員会委員長 安 永 恵 子

#### 佐賀県公安委員会規則第4号

佐賀県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則  
(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

**第1条** 佐賀県道路交通法施行細則(昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p><b>第11条</b> 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 自動車を運転する場合において、<u>法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第91条の規定により当該普通自動車対応免許に法第71条の6第2項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用い</u>ないで表示自動車(当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。</p> <p>(9) 略</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p><b>第11条</b> 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 自動車を運転する場合において、<u>法第85条第1項若しくは第2項又は法第86条第1項若しくは第2項の規定により準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許を受けた者で、法第91条の規定により当該免許に補聴器を使用しない場合に法第71条の6第1項及び第2項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用い</u>ないで表示自動車(当該標識を付けた準中型自動車又は普通自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。</p> <p>(9) 略</p>

改正前	改正後																						
(安全運転管理者等の証の交付)																							
<b>第11条の3</b> 公安委員会は、前条第1項の安全運転管理者等の選任の届出書を受理したときは、安全運転管理者の証又は副安全運転管理者の証（別記様式第4号の6）を交付するものとする。	<b>第11条の3</b> 削除																						
<b>別表第1の3</b> （第8条の2関係）	<b>別表第1の3</b> （第8条の2関係）																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>市道北部梅坂12号線</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>市道西部工業団地1号線</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	略		市道北部梅坂12号線	略	市道西部工業団地1号線	略	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>市道北部梅坂12号線</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>市道八反田1号線</td> <td>鳥栖市酒井西町字榎町652番1から鳥栖市酒井西町字八反田623番3まで</td> </tr> <tr> <td>市道西部工業団地1号線</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	略		市道北部梅坂12号線	略	市道八反田1号線	鳥栖市酒井西町字榎町652番1から鳥栖市酒井西町字八反田623番3まで	市道西部工業団地1号線	略	略	
路線名	区間																						
略																							
市道北部梅坂12号線	略																						
市道西部工業団地1号線	略																						
略																							
路線名	区間																						
略																							
市道北部梅坂12号線	略																						
市道八反田1号線	鳥栖市酒井西町字榎町652番1から鳥栖市酒井西町字八反田623番3まで																						
市道西部工業団地1号線	略																						
略																							

様式第4号の6を次のように改める。

**様式第4号の6** 削除

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則の一部改正）

**第2条** 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則（平成14年佐賀県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(申請書の添付書類)	(申請書の添付書類)
<b>第2条</b> 運転代行業法第5条に規定する申請書には、施行令及び運転代行業施行規則に定めるもののほか、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者（以下「副安全運転管理者」という。）に係る佐賀	<b>第2条</b> 運転代行業法第5条に規定する申請書には、施行令及び運転代行業施行規則に定めるもののほか、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者（以下「副安全運転管理者」という。）に係る佐賀

改正前	改正後
<p>県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。）第11条の2第2項第3号に規定する運転経歴書1通並びに法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者（以下「安全運転管理者」という。）及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に係る細則第11条の2第2項第4号に規定する<u>運転記録証1通</u>を添付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>（安全運転管理者等の証の交付）</u></p> <p><u>第3条 佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、運転代行業法第4条の認定をしたときは、安全運転管理者等に、それぞれ細則第11条の3に規定する安全運転管理者の証又は副安全運転管理者の証を交付するものとする。</u></p> <p><u>第4条～第6条 略</u></p> <p>別記様式第1号（<u>第5条</u>関係） 略</p> <p>別記様式第2号（<u>第6条</u>関係） 略</p>	<p>県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。）第11条の2第2項第3号に規定する運転経歴書並びに法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者（以下「安全運転管理者」という。）及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に係る細則第11条の2第2項第4号に規定する<u>書類</u>を添付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>第3条～第5条 略</u></p> <p>別記様式第1号（<u>第4条</u>関係） 略</p> <p>別記様式第2号（<u>第5条</u>関係） 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。